

2021年8月2日

東京労働局長
土田 浩史 様

※中央区労協と中央区春闘共闘代表者名でそれぞれ提出

東京都最低賃金の改定決定についての 異議申出書

2021年7月21日に東京地方最低賃金審議会から東京都最低賃金の改定決定について提出された意見について以下の通り異議を申し出ます。

1. 中央最低賃金審議会が7月14日に示した目安答申(時間額28円の引上げ)は到底納得出来ません。その答申目安額28円をそのまま適応して東京地方最賃審議会が示した東京の改定決定額(一時間1,041円)についても納得出来ません。「健康で文化的な生活を保障できる最低賃金」をめざしつつ、私たちが求めている1,500円以上に限りなく近い引上げを求めます。
2. すでに各種団体による必要生計費調査でも明らかになっているように、現行の最低賃金額では到底まともな生活は出来ません。例えば、私たちが働く中央区では、中古マンションの1K室でも月額8~9万円の家賃がかかります。管理費等関連費を含めると10万円前後にもなってしまいます。低家賃の公営住宅も少なく、月額手取り収入が15万円前後の若者やパート・アルバイトなどにとってはそれだけで収入の大半を持っていかれます。職住近接が求められる防災、医療、福祉現場など大切な業務に従事する方々は郊外から通うわけにもいきません。
3. コロナ禍で苦しむ中小企業に対しては不十分ながらも救済・補償措置が実施されています。同様に、最低賃金引上げに当たっても中小企業に対する特段の支援策が必要です。国の責任において、最低賃金引き上げと中小企業経営が両立できる十分な支援策を求めます。
4. 様々な問題点、限界が明らかになっている現行最低賃金法(地域最賃法)を見直し、生計費原則に基づき、ナショナル・ミニマムの軸となる全国一律最低賃金法の早期法制化に向けて努めていただきたい。

以上



7月21日の東京都の最賃改定決定について、東京春闘共闘会議では、都内労組に対して、東京労働局

長に対する法手続き上の「異議申出書」提出を呼びかけました。これを受けて中央区労協と中央区春闘共闘

会議でも、それぞれ、左記内容の独自の異議申出書を作成し、8月2日に東京労働局長宛に提出しました。

東京都最低賃金改定に異議申出書を提出

28円増では焼石に水 私たちは最低でも時給1500円以上への引上げと生計費原則に基づき全国一律最賃制を求めます